

**（仮称）和泉市市民活動推進支援金交付要綱（素案）パブリックコメント意見（概要）と市の考え方（回答）**

募集期間：令和2年1月8日～令和2年2月4日

パブリックコメント実施期間中、要綱に沿った市民等のご意見等の提出は2件でした。ご意見を要約し、趣旨ごとにまとめた概要についての回答とさせていただきます。また、1件に複数のご意見がある場合、分割し、それぞれの部分で回答する形をとらせていただいておりますので、ご了承ください。  
 なお、パブリックコメントの要綱（第7条第4項）に従い、いただきましたご意見等についての個別回答はいたしません。

**○「和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業（愛称 ちよいず）」の見直しに伴う、新たな市民活動支援制度の概要について**

**3. 「ちよいず」からの主な変更点（3）審査方法**

| 項 | 意見概要  | 市の考え方（回答）  |
|---|---|--|
| 3 | ①公益活動支援コース、ステップアップコースの審査のみが「公開プレゼンテーション」となっているが、審査に対する権限のある人が増えるわけではないので面談で十分だと思えます。公開の場所の確保等税金の無駄使いになるだけである。 | 公開プレゼンテーションについては、市民活動団体が公開の場において、直接市民に事業を実施する趣旨や内容を広くPRすることで、市民活動への理解や関心を深め、事業への参加者や市民活動に取り組む新たな人材や団体を増加させることに繋がります。また、市民活動団体同士の情報共有にも寄与し、団体間における連携が促進されることで、市民活動が活性化されるものであり、必要性があるものと考えています。<br>また、地域活性化コースについては、祭礼や夏祭り等が主な対象となることから、公開プレゼンテーションの必要性が低いものと考えられることから書類及び面談による審査とするものです。 |

**【支援金交付までの流れ】**

| 項 | 意見概要  | 市の考え方（回答）   |
|---|---|---|
| 6 | 交付要綱（素案）では、エントリーシート及び添付書類を提出（第7条）するとまず、審査会にて支援対象団体の承認が決定（第8条）したのちに支援対象事業の審査が行われる（第9条）が、流れでは団体と事業の審査が同時になっている。 | 支援対象団体とするか否かの審査並びに支援対象事業の審査は一体的なものであることから、同一審査会において行い、団体の可否決定と審査結果は同時に行うことを予定しています。 |

**○（仮称）和泉市市民活動推進支援金交付要綱（素案）**

**第8条 4項**

| 項 | 意見概要   | 市の考え方（回答）   |
|---|--|---|
| 2 | 和泉市の後援名義の使用について「許可」となっているが、後述の5項、6項と合わせる意味で「承認」が妥当である。ただ、後援名義については、団体に対する承認ではなく、事業に対して承認する方が妥当と考えられるため、第9条に記述するするのが妥当と考えられる。 | 第8条第4項における後援名義の使用の「許可」については、「承認」に修正いたします。<br>また、後援名義の承認については、同条同項において「当該申請事業に係る」と規定しており、事業に対する承認となっております。 |

**(仮称)和泉市市民活動推進支援金交付要綱(素案) パブリックコメント意見(概要)と市の考え方(回答)**

募集期間:令和2年1月8日～令和2年2月4日

**第11条 1項**

| 項 | 意見概要  | 市の考え方(回答)   |
|---|---|---|
| 3 | 支援金の交付額について予算の範囲内において市長が定めるとの記載があるが別表(P8、P9)に配点表があるが、配点との関連性についての記載が無く、額に対する透明性の担保が明確でないため、「配点に応じて…」等の記述が適切である。 | 予算の範囲内において、審査会における採点により支援金の交付額を決定するものであり、60点以上を獲得した団体については、支援対象経費に補助率を乗じて得た額(ただし、支援限度額を上限とする。)が交付額となります。<br>ただし、予算の範囲を超える申請額となった場合は、得点に応じて補助率を下げ、予算の範囲内において支援金を交付できるよう調整します。<br>また、透明性の担保については、審査会の公開並びに結果を公表することにより確保したいと考えています。 |

**別表第2(第9条関係) (1)公益活動支援コース チャレンジコース**

| 項 | 意見概要   | 市の考え方(回答)  |
|---|--|--|
| 7 | 「チャレンジコース」のみ「得点化」せず、「適正」とであると判定された場合」とあるが、「適正」という言葉程、曖昧模糊とした表現はない。判定委員の考え方や立ち位置に大変左右されやすい。他のコース同様、得点化すべきである。それに関係して、委員会の委員に公募の市民代表を参加さすべきである。とかく委員というのは、行政側の意向をくんだ人が選任されがちである。 | チャレンジコースについては、初動・拡充のためのコース設定であり、新たに市民活動に取り組む団体への支援等が主なねらいであり、得点化し競争原理を働かせることより、着実に事業を実施できるように支援することが重要であると考えています。また、審査に当たっては、多種多様な市民活動を審査することから、専門的知識や経験を有する有識者による審査が公平性・信頼性を確保できるものであると考えております。 |
| 7 | 事業についての判定表のため備考2内の支援対象団体は支援対象事業が適切である。   | 支援対象団体とするか否かの審査並びに支援対象事業の審査は一体的なものであり、審査基準に基づき一定の要件を満たした団体を支援対象団体として決定いたします。   |

**別表第2(第9条関係) (1)公益活動支援コース ステップアップコース**

| 項 | 意見概要                                   | 市の考え方(回答)  |
|---|--|--|
| 8 | 事業についての判定表のため備考3内の支援対象団体は支援対象事業が適切である。 | 支援対象団体とするか否かの審査並びに支援対象事業の審査は一体的なものであり、審査基準に基づき一定の要件を満たした団体を支援対象団体として決定いたします。 |

**別表第2(第9条関係) (2)地域活性化コース**

| 項 | 意見概要                                   | 市の考え方(回答)  |
|---|--|--|
| 9 | 事業についての判定表のため備考3内の支援対象団体は支援対象事業が適切である。 | 支援対象団体とするか否かの審査並びに支援対象事業の審査は一体的なものであり、審査基準に基づき一定の要件を満たした団体を支援対象団体として決定いたします。 |

**(仮称)和泉市市民活動推進支援金交付要綱(素案) パブリックコメント意見(概要)と市の考え方(回答)**

募集期間: 令和2年1月8日～令和2年2月4日

**別表第3(第10条関係)**

| 項  | 意見概要                          | 市の考え方(回答)   |
|----|-------------------------------|---|
| 10 | 「ガソリン・軽油代」とあるが、公私の区別は出来るのか疑問。 | 申請事業に直接必要な経費のみが対象経費となるため、日時・運転者名・走行距離数・運行区間を記した運行記録簿を作成し、領収書と併せて管理することで対象経費といたします。また、走行距離数に15円/kmを乗じて算出した金額を対象経費の上限とするなど、基準を設けて対応いたします。 |

**○参考資料**

和泉市あなたが選ぶ市民活動支援制度(愛称 ちよいず)見直しの背景について

**4. ちよいず制度の現状の課題 (1)ちよいず制度の認知度**

| 項 | 意見概要  | 市の考え方(回答)   |
|---|---|---|
| 3 | 届出率低下の原因として「個人情報に記載してまで届出を行うという行動までには至っていないことが伺える。」という分析をしながら、対策を講じていないのに、制度の見直しをしているのは時期早々ではないか? 対策を講じることで届け出率を2倍にできる可能性がある。 | ちよいず制度については、18歳以上の市民による届出により支援金が決まる制度であり、有効な届出であるかの確認においては、個人情報の記載は必須であり、本制度における届出は制度の根幹を成すものであることから制度自体の見直しに至ったものです。 |

**4. ちよいず制度の現状の課題 (5)他市の状況**

| 項 | 意見概要   | 市の考え方(回答)  |
|---|--|--|
| 5 | 「届出による支援金の決定方法を廃止し、より効率的で使いやすい制度へと移行を決めている。」とあるが、具体的な内容と変更後の効果についての記載がない。和泉市の変更案の妥当性について事前分析を行ったうえで変更すべきである。 | 他市の具体的な内容については、審査会及び公開プレゼンテーションによる審査等に制度を移行しております。その効果については、届出に係る事務経費の軽減及び団体の届出に係るPR活動等の負担軽減になると考えております。 |

**○その他**

| 項 | 意見概要   | 市の考え方(回答)  |
|---|--|--|
| - | 現在のちよいずは4月1日から翌年3月31日までの期ごとで運営をされていて、投票結果が3月中旬までに公開された結果を元に、事業団体での次期予算計画を立てるため、新しい支援制度でも同じ時期までに審査を終了させて支援額が決定されるように運営細則等への記載をお願いしたい。 | ちよいず制度においては、3月下旬に届出結果を公表し、4月1日に支援金額の内定通知を送付し、支援事業を実施していただいております。新制度におきましても4月1日に支援金額の内定通知を送付できるよう、3月中旬に審査会を行う予定をしております。 |